

兵庫県高等学校体育連盟ハンドボール部神戸支部規約

第1章 名称および事務局

第1条 本支部は「兵庫県高等学校体育連盟ハンドボール部神戸支部」と名称する。

第2条 本支部の事務局は、支部副委員長所属高等学校に置くこととする。

第2章 目的および事業

第3条 本支部は神戸市高等学校における特別活動、教育活動として、ハンドボール競技を愛好し、その競技を通じて体力、技能の向上とスポーツ精神の育成を行い、人格の形成を図ることを目的とする。

第4条 本支部は目的達成のため、次の事業を行う。

- 1 ハンドボール競技の普及、指導を奨励する。
- 2 ハンドボール競技に関する大会の企画・運営。
- 3 ハンドボール競技に関する諸種の調査・研究。
- 4 技術向上のための研究、研修などの企画・運営。
- 5 指導者育成のための研修会の開催。
- 6 その他、本支部の目的遂行に必要な事業。

第3章 組織

第5条 本支部は兵庫県高等学校体育連盟に加盟した神戸市内の高等学校ハンドボール部をもって組織する。

第6条 本支部に所属するものは、神戸市ハンドボール協会に加盟することを原則とする。

第7条 本支部の運営を円滑に行うため、役員および大会毎に係を置く。

第4章 役員

第8条 本支部に次の役員を置く。

- | | | | | | |
|--------|------|--------|------|--------|------|
| 1 委員長 | 1名 | 2 副委員長 | 1名 | 3 総務委員 | 2名以上 |
| 4 競技委員 | 2名以上 | 5 審判委員 | 2名以上 | 6 会計委員 | 1名以上 |
| 7 記録委員 | 1名以上 | 8 監査 | 若干名 | 9 救護 | 若干名 |

第9条 役員を選出は次のとおりとする。

- 1 委員長は前委員長の推挙に基づき選出する。
- 2 副委員長は委員長の推挙に基づき選出する。
- 3 その他委員は役員会の推挙に基づき選出する。

第10条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 委員長は支部を代表し、本支部を統括する。公式記録を保管・管理する。
- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その任務を代行する。また、事務全般を統括する。
- 3 総務委員は道具・用品の管理、プログラム作成等、大会(準備)に関する物品全般を担当する。また、各大会の受付業務を担当する。
- 4 競技委員は会場準備・撤収、オフィシャル指導等、大会運営を円滑に行う役割全般を担当する。
- 5 審判委員は各大会の審判編成、審判員の派遣、審判員の育成を担当する。
- 6 会計委員は会計全般を担当するとともに、各大会の傷害保険の窓口となる。
- 7 記録委員は記録・広報全般を担当する。各大会の公式記録を管理し、ホームページへの掲載・マスコミへの記録提供を行う。また、各大会の公式記録を電子データ化する。
- 8 監査は本支部の会計を監査する。
- 9 救護は各大会において適切かつ迅速な救護活動を行う。
- 10 その他、役員内規(補足)、会計内規に準じる。

第11条 役員の任期は次のとおりとする。

- 1 委員長・副委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 任期途中での交代の場合、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第12条 役員の交代については次のとおりとする。

- 1 本人からの委員長への申し出により、役員会を経て、役員を辞することができる。
- 2 原則、任期途中・年度途中で交代はできない。
- 3 やむを得ない事由により任期途中・年度途中で交代する場合、事前に委員長および役員会の承諾を得ること。

第13条 役員会

- 1 役員会は委員長が招集し、本支部の運営に関する重要事項を審議する。
- 2 役員会は、委員長より任命された役員の代表(代表役員)によって構成される。
- 3 役員会は必要に応じて開催し、代表役員2/3以上の出席によって成立する。ただし、同一の議事について招集するときはその限りではない。
- 4 役員会の議事は出席代表役員の過半数の議決をもって定め、可否同数のときは委員長がこれを定める。

第5章 顧問会議および大会係

第14条 顧問会議

- 1 顧問会議は本支部の議決機関であって、委員長が招集することができる。また、必要あるときは臨時顧問会議を招集することができる。
- 2 顧問会議は加盟校の2/3以上の出席によって成立する。
- 3 顧問会議の議事は出席する加盟校の過半数の議決をもって定め、可否同数のときは委員長がこれを定める。

第15条 大会係

- 1 大会係への任命は、大会毎に委員長が行う。
- 2 大会係は各会場毎に置く。
- 3 各大会・会場毎に次の係を置く。
 - 1 会場責任者 2 会場副責任者 3 競技 4 総務 5 審判
 - 6 記録 7 その他、会場毎に必要な応じた係
- 4 会場責任者は原則として県役員が就くものとする。ただし、会場に県役員が不在の場合は本支部役員が就くものとする。

第6章 会計

第16条 本支部の経費は加盟校の負担金、補助金等をもって充て、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第17条 その他、会計内規に準ずる。

第7章 表彰

第18条 適用

- 1 長年にわたり本支部の発展に尽力したものに授与する。
条件：支部代表役員3期6年以上を含む。もしくはそれと同等と認められる場合。
- 2 役員会の推薦により、委員長がこれを承認したものに授与する。
- 3 退職等により本支部の活動から離れるものを対象とする。

第19条 方法

- 1 本支部より表彰状と記念品を贈呈する。
- 2 原則、年度末に表彰するものとする。

第8章 附則

第20条 本支部の規約施行に必要な諸内規は委員会において定める。

第21条 本支部運営に関する本規約および各内規については、毎年、改選前年度の役員会で原案を作成し、新年度の役員会で調整し、顧問会議によって承認する。

第22条 本支部の目的または連盟の目的に違反する行為があったときは、委員会において審議する。

第23条 本規約の変更は役員会の代表2/3以上の同意を経て、顧問会議に出席する加盟校の過半数の承認をもって定める。可否同数のときは委員長がこれを定める。

第24条 本規約は平成30年4月9日より実施する。

平成30年4月9日(作成)

競技内規(申し合わせ事項)

大会運営に関する申し合わせ事項

I. 部編成、試合時間について

- (1)各部の編成は男女ともに4チーム、試合時間は25分ハーフを原則とする。
- (2)最下部については3チームから6チーム編成とする。
 - ①チーム数が3～5の時は現行通りで対戦。
ただし、5チームで行う場合は試合時間を20分ハーフとする。
 - ②チーム数が2の時は直近上位の部に加えて、6チームでリーグ戦を行う。
その場合は、A・B各3チームずつのグループに分けて対戦する。
グループ分けについては、上位(既存)のチームから順位ごとにA(1・4・5位)、
B(2・3・6位)と分ける。新規チームが複数ある場合はくじ引きとする。また、
A・Bの1位、2位、3位同士で順位決定戦を行う。
試合時間は25分ハーフとする。

II. 順位決定の方式

- (1)リーグ戦における順位決定の方式について
 - ①順位決定はポイント方式(勝=2、引き分け=1、負=0)による。
 - ②順位決定は次の順序で行う。
 - 1. ポイント数の多いチームが上位となる。
 - 2. ポイント数が同点のチームが2またはそれ以上の場合には、獲得可能なポイントが25%に達しないチームを除いて下記の順序で決定する。
 - (1)得失点差の大きいチームが上位。
 - (2)得点数の多いチームが上位。
 - (3)チーム間の対戦結果で勝チームが上位。
 - (4)(1)～(3)で決着がつかない場合、リーグ戦全試合の総得点が多いチームが上位。
 - ③最終的な順位については、入れ替え戦の結果をもって確定する。
- (2)入れ替え戦、チャレンジ戦、順位決定戦について
 - ①入れ替え戦は、各部最下位と直近下部1位のチームが対戦する。
 - ②秋季大会においては、県新人大会出場決定戦(チャレンジ戦)を行う場合がある。
 - ③入れ替え戦・チャレンジ戦の試合時間は25分ハーフとする。
 - ④最下部6チームでの順位決定戦、入れ替え戦、チャレンジ戦において、同点で勝敗が決定しない場合、第一延長(本戦後5分休憩ののち、5分-1分-5分の試合)を行い、それでも勝敗がつかない時は7MTC(5対5)を行う。

Ⅲ. 大会参加について

- (1)大会参加者は、日本ハンドボール協会、兵庫県ハンドボール協会、及び神戸市ハンドボール協会に加盟している団体に所属し、かつ個人登録している者である。ただし、春季大会は、神戸市ハンドボール協会に登録があれば出場を認めることとする。
- (2)1チームは最低5名で出場することができる。ただし、県大会以上の公式戦に出場する場合は7名以上の登録が必要である。
- (3)大会参加申込書の指定期日以後の受付は一切認めない。
- (4)大会参加申込書に不備がある場合、エントリー変更・追加届が期日までに提出されていない場合、その選手の出場(または、その役員のベンチ入り)を認めない。
- (5)大会申し込み書には、選手20名、役員8名を記載することができる。
- (6)ベンチ入りに際しては、大会参加申込書に記載された者であること。
選手16名(16名出場可)、役員5名(引率責任者を含む)以内とする。
- (7)前もって支部委員長に申し出ることなく大会に出場しなかったチームについては、最下部の最下位に降格とする。また、前もって支部委員長に申し出があり正当な理由と認められた場合は、一つ下の部の最下位に降格とする。
- (8)大会途中で棄権した場合、正当な理由がある場合はその部の最下位とする。支部委員長に申し出がない、正当な理由と認められない棄権の場合、Ⅲ―(7)同様、最下部の最下位に降格とする。
- (9)試合が開始されて10分経過後に顧問がいない場合、あるいは競技開始不能(棄権を含む)の場合は没収試合とする。該当チームの試合結果はすべて計算せずに、その部の順位を決定する。該当チームにはⅢ―(7)・(8)を適用する。
- (10)入れ替え戦・チャレンジ戦において棄権が生じる場合、必ず前もって支部委員長に届け出ること。前もって支部委員長に申し出ることなく大会に出場しなかったチームについては最下部の最下位に降格とする。また、前もって支部委員長に申し出があり正当な理由と認められた場合は、入れ替え戦・チャレンジ戦の不戦敗とする。
- (11)前日正午までに没収試合と判明している場合、不戦勝チームは顧問のみ会場にいないなければならない。
- (12)ユニフォームは必ず濃淡の2色を準備すること。特にGKは他の選手と同色にならないように注意すること。
- (13)背番号の配色はユニフォームの色と同系色にならないようにし、明確に背番号が分かるようにすること。
- (14)靴下やアンダーウェアの装具については、(公財)日本ハンドボール協会競技本部、審判委員会の定める「服装や保護を目的とした装具に関する規定」の定めるところとする。
- (15)参加登録選手は、大会本部が指定する傷害保険への加入を義務づける。
リーグ戦・入れ替え戦・チャレンジ戦、それぞれに加入を義務づける。その際、大会申し込み書に記載した氏名、及び人数を変更してはいけない。また、入れ替え戦・チャレンジ戦については、3日前までに棄権を申し出ること。それ以降の棄権については、保険料納入を義務づける。
- (16)入れ替え戦出場チームはリーグ戦2日目終了後に大会本部へ申し出ることを義務とする。
- (17)同一学年での登録については1回限りとし、下記の条件を満たすこととする。
 - ア 当該年度において4月2日を起算とする満19歳未満の生徒であること
 - イ 特例として、この(17)アに定める年齢制限について中国残留孤児及びその子女

について適用しないものとする。

ウ 転校後6か月未満の生徒の参加は認めない。ただし、一家転住等のやむを得ない事由による場合は、兵庫県体育連盟会長の許可があればこの限りではない。

IV. 試合に際しての注意

- (1) 試合会場に到着後、すぐに大会本部へのコールを行い、プログラムの受取および諸注意を確認すること。
- (2) メンバー表の提出は、第1試合の場合は開始30分前、第2試合以降からは前試合のハーフ時に自チームの試合コートの記録席に提出すること。その時にユニフォーム(CP用2色、GK用2色)を持参し、着用ユニフォームを決めること。
- (3) チーム責任者およびチーム役員は、役員カード(ABCDカード)を必ず付けること。
- (4) 試合開始時、終了時には、ベンチ内の役員、選手、記録員、得点係、コート係は起立し挨拶をすること。
- (5) コート区画内には、役員4名および選手16名以外は立ち入り禁止とする。
- (6) 体育館では両面テープのみ使用を許可し、松ヤニの類はすべて禁止とする。
- (7) ベンチでのメガホン、鳴り物の使用は禁止とする。
- (8) ゴール裏で応援をする場合、自チームのゴール裏のスタンドや応援スペースのみ許可する。
- (9) その他、(公財)日本ハンドボール協会競技規則に準ずる。

V. 審判・記録員について

- (1) 原則として、自チームの試合の数だけ審判を行うこととする。
- (2) 審判員は、黒または両チームのユニフォームとは違う色のものを着用すること。
- (3) 自チームの試合終了後、両チームは記録員2名、もしくは得点係・コート係各2名を次の試合に出すことを義務とする。両チームより出された記録員、もしくは得点係・コート係は、審判員の指示により、次の試合の開始に際し、記録員(勝ちチーム)、得点係(負けチーム)、コート係(負けチーム)の任務を行う。
- (4) 公式記録用紙及びスコアシートについて、本部の指示に従い、正確に、責任をもって任務を完遂しなければならない。

VI. 会場使用について

- (1) 各会場の迷惑にならないように、会場責任者および会場校教諭からの注意を徹底すること。
- (2) 顧問および引率責任者は、大会期間中の選手およびチーム関係者などの一切の行動に責任を負うこと。
- (3) 各チームとも必ずゴミ袋を持参し、使用した場所については責任をもって整理整頓、清掃を実施すること。その際、ゴミは必ず持ち帰ること。
- (4) 使用が許可されている施設・設備以外は使用しない(立ち入らない)こと。
- (5) 応援については、使用が許可されている施設以外では鳴り物の使用をしないこと。
- (6) 会場使用について著しい違反、多大な迷惑をかける行為があった場合は、以後の公式戦の出場を認めず、学校長へ訓告書の送付をすることもある。

VII. 緊急時について

- (1) 警報発令時などの緊急事態が発生した場合、その対応を支部委員長、同副委員長、同総務部門責任者、同競技部門責任者、同審判長の5名で協議する。尚、協議した結果については、神戸市ハンドボール協会または兵庫県高体連ハンドボール部のHPや各校顧問に連絡をおこなうこととする。
- (2) 落雷事故防止対策について（グラウンドを使用した場合）
 1. 行動の流れ
 - ① 雷の察知（明らかに遠くの雷光・雷鳴）
 - ② 雷の監視（雷光＋雷鳴） ※目視から聴音 10秒 3.5km
 - ③ 避難行動 雷鳴及び予報から察知・判断し、早めの避難行動の対応をとる。

 - ④ 試合再開判断
 - (1) 試合再開 〈判断基準〉 雷光・雷鳴がなくなって30分。
 - (2) 試合中止 〈判断基準〉 30分経過後も雷光・雷鳴が続いている。
日没などで試合終了が不可能な場合。
プレー不可能なグラウンド状態の場合。
- (3) 中断した試合の措置（体育館およびグラウンドを使用した場合）
 - ① 中断した時の状況（時間、得点、ボールの位置、罰則等）で停止。
 - ② 試合再開時（当日・後日に関わらず）は、①の状況から始めることとする。

VIII. 裁定委員会について

- (1) 裁定委員会は、該当する事象が発生した場合、随時行う。
- (2) 裁定委員会は、支部委員長、同副委員長、同総務部門責任者、同競技部門責任者、同審判長の5名で構成する。また、必要に応じて関係者を同席させる。
- (3) 分散会場等で上記5名が集まるのが困難な場合、支部委員長を含む複数名で裁定委員会を構成することができる。

平成30年 4月 9日(全面改定)
令和 6年 4月 2日(一部改定)